## 労働基準法の重要性

一般社団法人日本経営協会 山口貞利

労働基準法に関して、国家公務員は適用除外です。一方、地方公務員はどうでしょうか。 地方公務員には労働基準法の一部が適用除外となりますが、原則として労働基準法は適用 されます。

管理者にとって職員の労務管理を行うに当たり、勤務条件やその運用のありかたは極めて重要な必須事項です。それらの詳細は各自治体の条例で示されております。ただしその基本は労働基準法の主な条文が基本となっています。それらの共通点や相違点を理解しておく必要があります。

また、管理者は職員に対する安全配慮義務があるため、メンタルヘルスの知識やハラスメント防止の知識・スキルが問われます。ハラスメントの知識が欠けている場合は行き過ぎた指導でハラスメントの事件につながる可能性がありますし、逆にハラスメントを恐れるあまり適切な指導がなされず、職務の遂行が不能になることもあり得ます。ルールを知ったうえで、適切な指導につなげるためのヒントを知ると労務管理が円滑になると考えます。

この研修では短時間ではありますが、以上の管理者の労務管理の基本部分を理解いただける内容になっています。



昭和59年 株式会社千趣会入社。商品企画部商品企画課 プランナー。 平成11年 人事部人事企画チーム 専門職として人事制度改革を企画立案実行 平成16年 人事部人事チームマネージャー 千趣会グループ全体の人事労務 全般に携わる

平成19年 千趣会退職

現在は人事教育コンサルタント、研修講師、賃金制度・昇進昇格制度のコンサルタント及び目標管理のコンサルタントとして活躍中!

【資格】特定社会保険労務士、第一種衛生管理者、行政書士、キャリアコンサルタント、AFP ファイナルシャルプランナー、ICF 認定コーチ

【専門】人事労務管理、人事評価、目標管理、面接採用手法、アンガーマネジメント、ハラスメント、階層別研修など